

応募案内

(明石市役所新庁舎建設設計業務委託)

この応募案内は、政策局プロジェクト推進室が実施する公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）の参加に当たり、必要な手続や注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、地方自治法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、公募型プロポーザル方式に係る申請書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準に基づき措置します。

3 提出書類の作成要領

提出書類の作成に当たっては、次の事項に注意してください。

- (1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称及び当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 記入に当たっては、必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は、使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。
- (4) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 異議の申立て

参加申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内、関係法令等の公募型プロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申込みに係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市政策局プロジェクト推進室

TEL：078-918-5283

FAX：078-918-5136